





回議用紙

ファイル基準	保存期間		書目名			
P-20004	長(30)・長() ⑩・5・3・2・1・1未		工事瑕疵 (登録番号 818-1)			
決裁区分	起案年月日		起案者			
所長決裁	平成30年07月27日		高崎土木事務所 副主幹 桑原 敦子 (電話番号 防313-1362)			
所長	副所長(事)	副所長(技)	工務第一係長	係員		
						
合議						
<p>(件名) 工事目的物の瑕疵に係る修補工事の請求について</p> <p>(伺い) このことについて、次のとおり請求してよいでしょうか。</p> <p>決裁の上は、第1案及び第2案により通知したい。</p>						
協議の状況						
協議者名：						
協議年月日：						
決裁年月日		公印押印		施行年月日		
H30.7.27		H30.7.27		H30.7.27		
県報登載		公印区分		施行区分		
<input type="checkbox"/> 要登載 (例規番号 第 号)		① 普通 2 印影印刷 3 事前押印 4 公印省略		① 普通 2 ファクシミリ 3 電子メール 4 電子掲示板 5 その他()		

群馬県

【決定事項】

平成23年度実施の高崎渋川線バイパス舗装新設工事について、工事目的物の瑕疵に係る補修工事を以下の2者に請求する。

○株式会社 岡田工務店
代表取締役 岡田 守 所在地：群馬県高崎市箕郷町矢原987

○株式会社 佐藤工務店
代表取締役 青木 洋一 所在地：群馬県高崎市福島町740-11

【起案説明】

平成23年度に実施した高崎渋川線バイパス舗装新設工事について、上記2者が施工した保護路肩に使用した資材が、土壤汚染対策法に定める基準を超過した資材であったことが判明した。

このため、対応について県及び高崎市の環境部局と協議したところ、環境基準を超過した建設資材については、管理型最終処分場に運搬処分するよう要請があったことから、工事請負契約約款第4.1条第1項及び第2項の規定に基づき、施工業者に工事目的物の瑕疵に係る補修工事を請求するものである。

【実施工事】

○株式会社 岡田工務店
契約管理番号：423-02-H0218
工 事 名：社会資本整備（活力創出基盤整備）舗装新設工事（その1）
主要地方道 高崎渋川線バイパス
施 工 箇 所：高崎市金古町地内～高崎市金古町地内 2期工区
主要地方道 高崎渋川線バイパス
契 約 日：平成24年1月6日
工 期：平成24年1月7日～平成24年3月26日

○株式会社 佐藤工務店
契約管理番号：423-02-H0249
工 事 名：社会資本整備（活力創出基盤整備）舗装新設工事（その4）
施 工 箇 所：高崎市金古町地内～高崎市金古町地内 2期工区
主要地方道 高崎渋川線バイパス
契 約 日：平成24年1月20日
工 期：平成24年1月21日～平成24年3月26日

（参考）

工事請負契約約款（抜粋）

（瑕疵担保）

- 第4.1条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第3.1条第4項又は第5項（第3.8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は1年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(第1案)

高士 第〇〇-〇号
平成30年〇月〇日

(株)岡田工務店
代表取締役 岡田 守 様
あし

高崎土木事務所長 若田部 純



工事目的物の瑕疵に係る修補工事の請求について

下記の工事の工事目的物について瑕疵があったので、工事請負契約約款第41条第1項の規定により、修補工事を請求します。

なお、この修補工事の請求に対する可否の回答は、平成30年8月6日午後5時までに書面で提出願います。

記

契約管理番号	423-02-H0218
工事名及び路線名	社会資本総合整備(活力創出基盤整備) 舗装新設工事(その1) 主要地方道 高崎渋川線バイパス
施工箇所	高崎市金古町 地内 ~ 高崎市金古町 地内 (2期工区)
契約締結年月日	平成24年 1月 6日
引渡し年月日	平成24年 3月27日
瑕疵の内容	保護路肩の施工において、土壤汚染対策法に定める基準値を超過した建設資材を使用している。
修補事項及びその内容	① 保護路肩部に使用した建設資材の撤去 ② 撤去した建設資材の適正な運搬・処分の実施 ③ 仮設材による路肩保護工の実施
修補工事完了年月日	平成30年9月28日(金)
備考	修補工事に応じる場合は、施工計画書及び工程表を提出すること。 提出期限：平成30年8月16日(木)午後5時まで

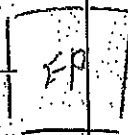
(第2案)

高土 第〇〇-〇号
平成30年〇月〇日

(株)佐藤工務店

代表取締役 青木 洋一 様
あこ

高崎土木事務所長 若田部 純



工事目的物の瑕疵に係る修補工事の請求について

下記の工事の工事目的物について瑕疵があったので、工事請負契約約款第41条第1項の規定により、修補工事を請求します。

なお、この修補工事の請求に対する可否の回答は、平成30年8月6日午後5時までに書面で提出願います。

記

契約管理番号	423-02-H0249
工事名及び路線名	社会資本総合整備(活力創出基盤整備) 舗装新設工事(その4) 主要地方道 高崎渋川線バイパス
施工箇所	高崎市金古町 地内 ~ 高崎市金古町 地内(2期工区)
契約締結年月日	平成24年 1月20日
引渡し年月日	平成24年 3月30日
瑕疵の内容	保護路肩の施工において、土壌汚染対策法に定める基準値を超過した建設資材を使用している。
修補事項 及び その内容	④ 保護路肩部に使用した建設資材の撤去 ⑤ 撤去した建設資材の適正な運搬・処分の実施 ⑥ 仮設材による路肩保護工の実施
修補工事完了年月日	平成30年9月28日(金)
備考	修補工事に応じる場合は、施工計画書及び工程表を提出すること。 提出期限：平成30年8月16日(木)午後5時まで